平成28年度 第7回 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会 議事録

日 時:平成28年5月23日(月) 16:30~18:00

場 所:総合庁舎18階 研修室

出席者:委員 9名

(吉岡副会長、斎藤委員、阪口委員、竹村委員、西田委員、元田委員、古川委員、大庭委員、森田委員)

事務局 12名

(立花、田村、奥野、清水、関谷、松田、奥田、川西、来田、北野、浅井、石橋) 傍聴者 0名

資料: 資料1 東大阪市幼保連携型認定こども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (案)

資料 2 平成 29 年度幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目の一覧

1. 開会

●事務局・関谷

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第7回幼保連携検討部会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の関谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

子ども・子育て会議幼保連携検討部会につきましては、東大阪市子ども・子育て会議条例第7条の定めるところにより設置された会議体です。委員のメンバーにつきましては、子ども・子育て会議の会長が指名した者となります。

また、子ども・子育て会議幼保連携検討部会にご参加いただくため、東大阪市子ども・子育て 会議条例第4条により臨時委員を置いております。

初めに、本日ご参集いただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、吉岡委員でございます。斎藤委員でございます。阪口委員でございます。竹村委員でございます。西田委員でございます。森田委員でございます。大庭委員でございます。古川委員でございます。元田委員でございます。

続きまして、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議 次第、配席表、委員名簿、資料一覧 (各資料については一覧で資料確認)となります。もし不 足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもす こやか部ホームページにて公開する予定です。

本日、中川会長におかれましては、急な体調不良のため、ご欠席でありますので、吉岡副会長の本日の議事進行をお願いしたいと思います。それでは、副会長、よろしくお願いします。

●吉岡副会長

本日の司会進行をさせていただきます、よろしくお願いします。

本日の案件が次第に書かれておりまして、一応 6 時までということですので、限られた時間で ご意見をいただくことになります。

まずは、計画案のプロジェクトチーム会議で修正変更していただいた部分の確認と教育保育内容に関する各課題項目についての進捗状況の報告となります。では、時間も限られていますの

で、一つ目の議事について、西田委員のほうから、カリキュラムのところですね、よろしくお願いします。

2. 議事

(1) 東大阪市幼保連携型認定こども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画(案)

●西田委員

- 資料1 東大阪市幼保連携型認定こども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画(案)について説明

●吉岡副会長

ありがとうございます。今の内容で、何かわかりにくいところや質問等がありましたら、お願いします。

●森田委員

資料1ページ目の下のところで、延長保育時間:18:00~19:00とありますが、その上に保育短時間:8時間:8時間とあると、この保育短時間の延長保育の明記はいるのかというところと、教育時間は1日4時間とし、年間39週を下回らないところで、2号認定とありますが、2号認定は1日4時間ではなくて8時間ですし、39週ではなく、年間を通しての教育保育になりますので、ここの2号認定というのは、おかしいのではないかなというのがあります。

●西田委員

教育時間ということで書かせていただいておりますので、1 号認定 2 号認定かわらず、すべての 3 才以上のお子さんについては、教育時間が定められているので、このような書き方になっています。それと延長保育については、保育短時間の子どもについては、17 時からということになっています。それが書き漏れていると思います。ありがとうございます。

●吉岡副会長

今のご質問については、説明がなかったら紛らわしく、市民も含めてわからない可能性もある ので、また事務局のほうで書き表し方の検討をお願いします。よろしいでしょうか。

では、一点、4ページに、I 期の 57 日~3か月未満という書き表し方について、57 という意図はどこかに書いてあるのかないのか、産休明けかなとも思うのですが、事務局では 57 以後に募集をかけているのでしょうか。57 の決まりがどこかに書いてあるのでしょうか。

●事務局・関谷

入所の募集に際しては、産休明けという形ですけども、また表現の仕方については、調べさせていただいて、表現は、考えさせていただきます。

●吉岡副会長

事前にも見ていただいていますが、わからなかったら、事務局に問い合わせてください。 続いて、(2)のほうで、教育保育内容について各課題項目の進捗状況について、事務局よりご 説明お願いします。

●事務局・浅井

-資料2 平成29年度幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目の一覧について説明

●吉岡副会長

事務局のほうから説明がありましたが、順番に少しずつご意見を伺いながら、運営にあたって 細かい部分での調整というのが、この資料の 2 かと思いますので、ご意見を出していただきたい と思います。それでまず、1 日の生活の流れの案がございますが、その次の 2 ページがこの生活 の考え方とセットになっているように思いますが、それでよろしいですか(はい、という返事あり。)。では、まず考え方の 2 ページのところを見ていただき、それをどう書き表すかが、最初の 部分だと思いますので、まず、1 日の生活の流れの考え方について、事務局のほうから、案 1、案 2 ということで課題を整理していただいておりますが、このことについて、どちらの案がいい

かということも含めて、ご意見がありましたら聞かせていただきたいと思います。まず預かりの 長時間の子が、同じ部屋でそのまま延長して保育を続けていくか、部屋を分けてしまうか、とい うのが事務局の課題として挙がっていますが、如何でしょうか。

●森田委員

すいません、ここでこういうことを決めなければならないのかなということ、決めていただくのはいいかと思うのですが、いわゆる認定こども園になった場合、幼稚園からなった場合、行いやすいのは案 2 のほうが行いやすく、保育所から認定こども園に移行した場合は 1 案のほうがなりやすくというのがあり、3 年 4 年経って当然形が変わってくれば、多少違うかもしれませんが、今過渡期ということからすれば、保育所から認定こども園になったところは、1 号認定がごく少数なわけですから、環境としても、部屋の数がそんなに一杯やというわけではなく、年長さんは年長さんの部屋しかないわけですから、その中でというところと、幼稚園から移行されたところは、基本的に 1 号認定が中心で、2 号認定はごく少数というか半数未満に多分なるので、そうしたところの環境の違いも含めて、1 案 2 案という両方の案があってもいいのではないかというふうには考えます。それと 1 ページのところ、長時間児が 3 号と 2 号とありますが、長時間児短時間児という表現がなんとなく違和感があって、3 号認定は長時間保育でしょうし、8 時間の時間に設定がどこになるのかなというか、9 時 5 時の 8 時間なのか、それによっては延長保育など多少その流れが動くかなと思いますので、そこの設定時間を教えていただければと思います。

●吉岡副会長

まず、1枚目の1ページに言っていただいたこの書き表し方ですね、分かりやすく長時間児等入れられたと思うけれど、認定こども園となっていくにあたっては、こういう書き方ではなく1号認定2号認定でいいんじゃないかというご意見です。そして、その中での8時間をどこで、どの時間帯に位置付けるかという点ですね。次の2ページの中では、公立の認定こども園になって施設の状況というのが、今、森田委員のおっしゃっていただいたんですけれども、部屋の数等も含めて、環境で両方対応できるのかとか、その辺りはどうですか。

●事務局・浅井

森田委員のご質問ですが、まず、1ページの表の部分です。短時間児長時間児については、も う一度認定児等で精査させていただきたいと考えております。あと、8 時間の書きようですけれ ども、降園時間、延長保育という書きぶりになっておりますので、ここで一定工夫をさせていた だきたいと思っております。あと最後のご質問ですが、当然民間園では幼稚園から移行される場 合は1号認定の子どもがかなり多いと、保育所からは2号認定の子のほうがかなり多いので、こ の2つの案はあってしかるべきだというようなご質問です。私どもこの案をつくらせていただい たのは、公立の認定こども園につきましては、1号認定と2号認定の園児比率が、だいたい3分 の1から3分の2というところで、どちらかによっていると言うより、ある程度半々くらいとい うことで、市として一定の方向性を示したいというのが始まりです。ご指摘の部屋の数はどうか ということですが、数については余裕がございませんので、なかなか厳しいという現状がありま す。あと、1 号認定児の預かりの現状というのが、割合としまして 7 割程度が預かっていると聞 いております。その部分で行きますと、2 案のように、例えば 1 号認定児を 1 つの保育室に集め るということになりますと、若干数がオーバーしてしまうというような可能性もでてくると、そ ういう部分がまずあります。けれども、前提としましては、9時から14時までは当然1つの保育 室で、1号認定と2号認定のお子さんが、分け隔てなく過ごされているので、その流れを重視し たいという1案ですね、施設のほうが厳しいということとセットで考えさせていただきたいと思 いまして、この案を出させていただいたということがあります。

●森田委員

ありがとうございます。物理的には、そういうことになると思います。それと、8時間の設定は、9時から17時でよろしいでしょうか。(はい、の声あり)。そういうことですね、降園、延長保育というのも、先程の18時から19時が延長保育になっていたのを延長保育は17時から

になっているので、そのへんの整理をきちっとしていただかないと、多分、先程お話ししていただいたようにホームページ等で公開されるのであれば、保護者がこれを見て、この時間で、ここまで延長保育をお願いできるんだなという話になりかねませんので、そこのところは特に、時間の整理については、明確にお願いできたらと思います。以上でございます。

●吉岡副会長

事務局のほうは、今のお話を聞いて、整理お願いします。(わかりました、の声あり)。

2ページ目につきましては、事務局の案として、1案で全体の時間の流れ的な話とか、1号認定の子の7割くらいが預かり保育ということでは、預かる子が多いということも見ても、午前中の生活から、そのまま一緒に引き継いでいく形態がいいのではないかと提案されているようですが、よろしいでしょうか。(はい、の声あり)。では、その案で、もう少し細かく考えていただくということで済ませていただきます。

●大庭委員

案1の中で、3才児の午後の時間設定については、子どもの状況に応じて対応するということなんですが、現在保育所では、1時過ぎからお布団に入れられるということで、例えば、預かりをしない3才児の1号認定の子ども達もいるという中で、ここのところが、ちょっと実際の生活を想像した時に、どんなふうになるのかなということと、時期によって違って行くのかなとも思うのですが、3才児の午睡と休息ということが出てくると思うのですけども、そのことが一つ、そしてこれは単純な質問なんですけども、デメリットの中で、1号認定預かり児が毎日同じとは限らない中、保育の連続性に支障をきたす可能性があるという文言があるのですが、これが具体的にどういったことなのか、教えていただけたらと思います。

●事務局・浅井

今の3才児の件につきましては、今後プロジェクトチームの中で精査させていただきたいという思いがありまして、今回説明のほうを省かせていただきました。この部会では、1 つ目の項目について大きな方向性を示していただけたらなと思っております。3才児の部分につきましては、本当にいろいろなご意見がありますので、少し、丁寧にさせていただきたいと考えております。デメリットの部分ですが、可能性があるということで、投げかけとしてさせていただきました。逆に、保育所現場のほうでこういう心配は無いよと言っていただけるのなら、それでいいということで書かせて貰いました。

●吉岡副会長

詳しくはプロジェクトチームでもう少し整理をしていくということですかね。

●事務局・浅井

この部分については、少しプロジェクトチームで時間をかけていただけたらと考えております。

●吉岡副会長

概ねは、同じ部屋で続いていくような流れを見ながら、プロジェクトチームで考えてもらおうというような基本線を決めたということですね。参考になったかどうかはわかりませんが、お昼寝だけを別の部屋で一斉に寝にいくということをやっている保育所も実際にはありますし、今言われた1号認定の子でお昼寝に入るけれど、あと30分くらいしたら帰るかもしれない子は、お昼寝の部屋に行かないでやるとか、やり方として今後考えてもらうという意味でプロジェクトチームで検討するということですね。

●事務局・浅井

ここですべてを決めてしまうことにはならないと考えておりますので、そういうことです。

●吉岡副会長

基本線としてはこういう形で、そのままの流れで行くということでもう一度現場の先生の意見を聞いていくということですね。また細かいことがあれば後で質問等の時間をとるとして、次の3ページ目にいきまして、預かり保育と長期休み中の扱いについてお願いします。案が1つ挙がっておりまして、金額のことがここでは中心になっているかと思います。幼稚園の現在の預かり

保育の金額等を勘案して、事務局が案として出されたものです。また保育所のほうからも見て、 如何でしょうか。

●竹村委員

基本的にここは料金のことになってくると思うのですが、私たち私立幼稚園の立場から見ると非常に安い設定になっていると思います。長期休みの場合も9時から17時で1000円、まあ微妙なところですけども、当然これは給食費が入る形ですよね。(はい、の声あり)。食事込みになってくると、だいぶ安いなと思います。あとその辺りが我々にとって、脅威かなと思います。これは基本的に1号認定だけの設定だと思うのですけども、利用定員はどういう設定でこれを検討されたらこの金額を考えておられるのかなと思います。いろいろ検討される中で、1号認定、2号認定、同じクラスで一緒にいる数が、3才、4才、5才それぞれ半分ずつ2号認定、1号認定、でそのうちの1号認定の7割が延長保育をするという設定で考えておられるし、長期休みの預かりも7割されるという設定ですか。設定はどういうふうにされているのか。

●事務局・浅井

まず金額の設定につきましては、現状一般型の一時預かり事業というものを行っておりまして、その額と合わさせていただいております。安いというご指摘ですが、市の実施している金額で合わさせてもらっているということです。長期休み中の、どれくらいの利用かということですが、こちらについてはなかなか把握しきれない部分が実はあります。今現状でこれくらい、例えば7割くらいは使用するという部分は掴んではいないですけれども、仮に、1号認定の子が認定こども園で長期休みの預かりがなければ、一般型のほうに流れていくことも考えまして、ここで設定をさせていただいているというようなことで考えております。

●竹村委員

一時預かり事業をされている状況の中での設定だと理解します。あと、おやつにつきましては 調理室で調理したものを提供されるとおっしゃっているのですが、この 1 号認定の子の分につい ては、1日単位ですか、1 か月単位で申し込むという形でされているのですか。というのは、我々 が計画している中で、1 日単位で、その日によって人数が違う場合は調理室が対応できないと言 われている。公立だったらできるのですか。

●事務局・浅井

直前での対応は難しいと考えておりまして、当然利用される1週間前なり2週間前に、その予定を聞かせていただいて、対応していきたいというふうに考えています。

●竹村委員

突然の場合は、おやつ無しということですか。

●事務局・浅井

基本的に対応のほうがどこまでできるかというのがあるのですが、事前にその部分については 申請していただくというふうに考えております。

●吉岡副会長

現在の公立幼稚園の徴収を基準にしているということで、このあたり私立との関係が非常に難しい部分が、現在も格差があるのでしょうか。

●竹村委員

保育料について、預かり保育料については、だいぶ格差がありますね。

●森田委員

保育料というのは、授業料ということですかね。公立の幼稚園は、月額いくらでしょうか。

●事務局・関谷

現在、経過措置が終わりましたので、国の基準の72.5%の額となっています。

●森田委員

それが大体、いくらなんですか。というのが、ここ(長期休みの利用料を指さして)1,000 円でいきますと、20 日で 20,000 円ですね。そうしたら、どちらが高いか安いか、という話もある。

●事務局・関谷

対象によって違うのですが、一番高い方でも18,630円です。第1子目の方です。

●森田委員

社会通念上からすれば、お休みで割り増しになるのが、感覚的にはそうなるのですが。普通は、まあ月額20,000円のものならば、夏休み中、わざわざ開けていただいて給食をつくってもらうわけですから、22,000円とか、23,000円とか、割り増しになってもおかしくないのかなと。

●大庭委員

保育料の徴収は、8月もやっている。

●竹村委員

保育料は1年間を通じて、12ヶ月で割っているということですね。

●吉岡副会長

今の意見を参考にして、特にその9時から13時の500円というのは、妥当かどうか。

●事務局・奥野

事務局で整理して検討します。

●吉岡副会長

事務局のほうで今の意見を整理しながら、概ね、こういう形で集めるけども、細かい金額については、少しアップになるのか、少し整理をしていただきたい。

次におやつ代や給食代の話がでておりまして、4 ページ目ですね、ここで、集め方で年間を通してなのか、1 カ月ごとなのかというのも含めて案がでております。これについて、ご意見お願いします。

●森田委員

ここについても、月額 3,700 円というのは、安いでしょうね。課題整理の 3 つ目の小学校低学年の給食費は、1 食 235 円ということは、1 カ月 5,000 円ほどかかるわけです。小学校低学年で5,000 円かかっていて、5 才児 4 才児は 3,700 円というのは、そこで 1,500 円ほどの差があるということは、細かい話かもしれませんけども、我々民間からしても、5,200 円がここで小学校とすれば妥当というならば、安いんじゃないでしょうか。

●事務局・清水

牛乳の値段が入っています。小学校は牛乳も全部入れて、235円です。

●竹村委員

市内民間こども園の平均は 5,200 円とあるが。いろいろ考えている中では、1 号認定も 2 号認 定も、利用定員が何人かによっては、給食費が変わってくるのですよ。それを 1 号認定からいく らもらうのかというのが微妙なところです。

●森田委員

牛乳代はいくらか。(55円、の声あり)。

1日ですか。(はい、の声あり)。

●森田委員

それぞれ民間も公立も努力した甲斐があって料金の差が出る。これは、それと対応に差が出る のは仕方のないことではあるんですが、ただ、やはり東大阪市の子ども達というよりも、実費が かかる部分については共通であってもいいのかなと思います。

●吉岡副会長

今おっしゃるのは、小学校との比較よりも市内の民間の平均が 5,200 円ということとの比較ですよね。少し格差が気になるというご意見だったと思うんですけど。

●竹村委員

これ1号認定だけですか。

●事務局・田村

額の件につきましては経過もあり調整したものです。

●吉岡副会長

またそういった今のご意見聞いてその格差を完全には同じにはならないにしろ、ちょっと参考に市がどこまで決められるかということをもう一度考えてもらうということでよろしいですか。 徴収が月とか年とか、それはもう意見よろしいですか。市で考えてもらう。

●事務局・浅井

この考え方については、市のほうで。

●森田委員

多分、月額のほうがいいのではないでしょうか。長期休暇取られる方がいれば、これは実費徴収の部分でしょうから、そこは年額でされるべきでしょう。

●吉岡副会長

徴収については月額がいいのではないかというご意見もございましたので、金額については、 市の財政も含めて考えてもらうということで。

続いて、5 ページの午睡、ふとん、お昼寝ベッドの仕様について。市としては、基本はお昼寝ベッドの導入は決定したということで、それをどのような形で導入していくかということで、案の1から3までの3種類出ておりますが、ご質問、ご意見お願いします。

●森田委員

うちは 0 才児、1 才児というのはベッドを使用してないですけども、他の民間園や保育所でベッド使っておられるところの内容としては、聞かれましたでしょうか。

●事務局・浅井

全部の園には聞いてないが、使用については確認させていただいています。

●森田委員

そこは、何才から使っておられるのでしょうか。

●事務局・浅井

1才からです。

●森田委員

0 才はベッドでないと、ファミリーセンスを使用した場合、ファミリーセンスというのは、ベッドの下にセンサーを入れるんですね、スイッチを入れていると心肺停止した場合はブザーが鳴る、そういうセンサーが入っている。これは、我々は1才のお誕生日が来るまでは必ずベッドにセンサーを入れて寝かせているんですけども、こうしたものは、こういうネットのベッドでは使用ができないので、それもあるのではないかと思うのですが。

●事務局・浅井

その辺まで調べきれてなかったので。ありがとうございます。

●吉岡副会長

ただ、予算とか費用の関係があるんですよね。どんなものを入れるのか。

●事務局・浅井

予算もですが、ここの課題整理のポイントで書かせてもらっている衛生面と保護者負担の軽減 というところが、ポイントとしてあげたいなと考えております。費用は1つ大体10,000円前後に なっております。

●坂口委員

午睡はパジャマに着替えてでしょうか。やっぱり汚れている服で寝かせるのでしょうか。

●事務局・浅井

まだ使用のほうは現在していないので、そのへんについては当然衛生面を考えたら、そういう 使用になるとは思います。

●吉岡副会長

ということは、使い方については、プロジェクトで考えていただけることで、今保育所は実際、 昼寝の時はパジャマに着替えますよね、汚れた服では寝てないから、おそらくそういう形になっ ていくという部分は、はい。

●森田委員

着替えることは着脱の練習になりますので、保育所としても靴下履いて脱いでが練習です。やっぱり、脱ぐこと着ること、それが家ではなかなかできないと。小学校行ったら机の前で体操服に着替えるんですよ、そしたら座って着替えられないじゃないですか、だから必ず 5 才になったら、立って着替える、そういう練習ですね。あの 5 才はもう一応、夏のプールの時間だけですが。

●吉岡副会長

ベッドについては事務局の案、2 案の1 才から5 才までをベッド使用の案を一応、事務局側としては説明があったと思いますが、それでよろしいですか。

●西田委員

確かに一緒に見学に行かせて貰ったとき、午睡と休息はまた違うと思うんです。そのベッドを使うにあたっては、やはり休息でということのほうが正しいと思います。実際、3 才は 2 号認定のほうが多いと思うので、できたら 3 才児までは 2 号認定の子どもたちには保育所での布団があるので、その布団を使用して、4,5 才については、休息という観点でベッドを使用したらどうかと現場からは思います。

●吉岡副会長

布団は、家から持ってきている布団ですか。

●事務局・田村

事務局側から言うのは悪いのですが、保育所にずっと預けてきた親の意見として、布団を持っていくのは、親からすると大変なんですよ。出来る限り就労している親の負担の軽減をしてほしい。ある意味、ベッドでタオルケット等の簡易化をすれば、これほど親にとって楽なことはない。ここは市として、新しい形の認定こども園としてのセールスポイントではないのかと。これは実際の体験上、そう思いますので、ぜひ保育をしてきた親の意見として、少し考えていただきたい。

●大庭委員

午睡と休息の具体的な内容をお聞きしたかったので、休息については、今はベットを使うということで聞かせいただいたのですが、現在幼稚園の子ども達、5時までの預かりの子については、4 才も 5 才も休息っていう横になってということは全くしていなくて、おやつを食べた後、少しゆっくり過ごすという形ではしているのですが、4 才 5 才児は認定こども園になった時に、1 案から3 案にも午睡と休息っていうものがあって、その休息ってどんなのかなあと。その辺のところはまた、プロジェクト会議で詰めていく内容でしょうか。

●事務局・浅井

午睡と休息という部分については、プロジェクトチームのほうでも何度も話されている内容ではあるのですが、それについては、部会のほうでこうするんだというものではないと考えております。

●吉岡副会長

今、保護者の立場では、伝統的にお布団を持ってくる。雨の日も困難と言うのか、大変だという意見は多々あちこち出てきて、簡易なベッドを置いて、その負担を軽減してやろうという動きも変化として変わりつつある中で、新しいこども園をつくるにあたって、持ち帰りの文化じゃなくて、保護者を支援するという立場で、事務局としてはベッドを導入する方向をとりたいというのも、1 つの案であるという説明であったと思います。まあ、兄弟がいるとかいうときにいろんな意見が出てるんですよね、保護者のほうから布団 2 つ持つとか。

●古川委員

乳児までは午睡という考え方については子どもの生活の中で大きく関わってくると思うので、 布団での感触等、精神的にも落ち着くと思います。園のほうでも1台買っているが、少し沈んだ り子どもにとって不安的な感じではと私は思いました。一時的に、休息用に使うならいいが。

●西田委員

市の予算が続くのか心配です。ネットなのでたるんでくるのです。はじめて使うことですから、 私もわからないですし、実際使って、何年か経っている園のことをお聞きしたいですけれども、 今私が見学に行ったところもまだできて間がない認定こども園でしたし、どういうものかまだは っきりよくわからないですし、実際使用してみて、あ、やっぱりこうやったねっていうことで戻 せたりしてもいいのかなっていうふうには思います。

●吉岡副会長

今布団の感触とかという意味では、3 才未満は布団のほうがいいんじゃないかというような意見が出ていたんですが、事務局のほうのここでの課題の整理のポイントは衛生面と保護者負担軽減がいちばん主として考えているという部分で、当然子どもの育ちということで言っていただいているのと、このあたりですよね。衛生面と保護者負担の部分をどのように整理をするかという問題でもあるかと思うので、どういたしましょう、ここでは一部ベッドを使うけれども、何才からにするのかはもう少し検討してもらうか、それとも事務局提案をどう生かすか。どうしましょう。

●事務局・田村

絶対、第2案で行くべきです。午睡と休息どう違うのかという話になるし、別に科学的に立証しているわけでもないし。そういう意味で言ったら、どういう使い方をして、そこで子どもたちがゆったりと休めるか。もちろん、西田委員がおっしゃったように、全然これはあかんとなるかもしれません、確かに。そこはそこで、また柔軟に考えていいかと思いますけれども、少なくとも1つの新しいものを対外的に見せるポーズとして、ただ0才については布団の検討も必要かと思います。

●吉岡副会長

2 案については、0 才は布団を持参というのは変わりないということで。事務局案としての1 才からのそういった流れのはじまりかもわからない案で一度やってみて、その良い悪いも検討もしながら、検証していくという方向で、一度2 案をもとに考えてもらうということで、やり方、使用の仕方を、もう一回プロジェクトで考えていただくということで。またその時に、御意見も言ってもらえたらと思います。

では次、制服、かばんについて。これも保育所と幼稚園とで違った形で公立がこられて今回 1 つにするにあたって、どういうふうに考えていけばよいかということでの案がそこにあがっております。で、事務局としては、1 案というようなことで先程提案されたと思うのですが。保護者負担の軽減ということで 1 案をとらせてもらえばどうかというご意見があったと思うのですが、これもまた御意見をどうぞ。

●森田委員

保育所現状で、制服なし、カラ一帽子(市予算貸与)とは何ですか。

●事務局・浅井

貸しているようなイメージになります。買ってもらっていないということです。

●森田委員

そうですか、公立の保育所だけですね。幼稚園は買ってもらっていますね。これもおかしいですね。まあ、一緒になるのですから、これからはすべて買っていただくことになるのでしょうけど、今までがそういう市予算貸与なんていうふうに書かれてしまうと、民間の立場からすると今まで何だったんですかっていう、保護者負担云々前の話になってしまいかねませんので。

●吉岡副会長

当然、保護者負担だと思っていたのに、市が立替えたということですね。

●森田委員

貸しているということは、返してもらうわけですから、保護者負担はゼロですから、同じ公立 さんの中でも、幼稚園と保育所で帽子一つとってもこれだけ差があるというわけですね。何百円 でしょうけど、僕らやっぱり、今後修正していただきたいと思いますし、統一されたものではな くなるんじゃないかと思います。

●吉岡副会長

認定こども園じゃなくても、あの公立の場合は、市がずっと出してるのかという問題ですね。

●森田委員

今まで出しておられたから、しばらくはこのままになるんでしょうね、公立の保育所の方については。まだ存続する保育所については。

●事務局・奥野

どういう使い方かも含めて、例えば、使う頻度が少ないので、そのときだけその持っているものを使う、常時使わない部分については市からの貸与であるか、それも含めてどういう使い方をしているのか、改めて調べさせていただく。

●森田委員

括弧書きで、市予算貸与なんて書かれてしまうと、市の会議である以上、僕らはここについては意見を述べざるを得ませんので保護者負担は今までの傾向からすれば、極力少ないほうがよろしいかと思いますけれども、ただやはり、制服なしというのはちょっとどうかなという気はします。やはり遠足にいったりするときとか、行事の時とか、運動会の時とか、なんかも体操服程度はお持ちになられるほうが、見た目のところも変わってくるかと思いますので、値段が高い安いではなく、統一されたものをやはりお持ちいただくべきではなかろうかと考えます。

●吉岡副会長

ということで、今おっしゃった意見では、案1くらい、体操服くらいあればというような意見でしょうか。

●森田委員

3 才からじゃなくて別に 2 才でも1才でも、ご入り用ならお買い求めいただいてもいいんじゃないでしょうか。うちなんかもそうですけども、夏の体操服は半そでですけども、ズボンもずっとそのほうが洗いやすくて、汚れも落ちやすい、ということでご購入いただいている保護者もいらっしゃることなので、決めてはいただいて、行事の時も着るようですけれども、普段の時も年齢問わず、必要な方にはお買い求めいただくのも保護者の判断でありますので、いいんじゃなかろうかなという気はしますけれども。3 歳以上児と決めてしまわれると、1 才 2 才は持てないのかっていう形になるとどうなんでしょうか。

●吉岡副会長

年齢については、またプロジェクトチームで考えてもらってもいいということで、案1に書いてあるものくらいは揃えましょうという意味ですね。それはよろしいでしょうか。

●大庭委員

たくさん制服を買ってもらうわけにはいかないので制服は日常の生活の中でできるだけ汚さない、そういったことは、配慮していますが、やはり子どもたちに幼稚園で大切にしていることは、身だしなみをきちんと整えるとか、それは小学校もそうですが、小中を見越した時に、やはりきちんと服を入れましょうとかボタンをとめましょうとか、一定そういったことが教育かなというふうにとらえています。先程もありましたけども、着脱の機会になるということと、あと朝それを着ていて幼稚園で活動するときにまた着替えるということでは、その気持ちを切り替えたり、そういった面もメリットがあると思い指導しております。

●森田委員

この中にスモッグがないのですが、スモッグも市の予算貸与なのでしょうか。(スモッグは使ってない、との声あり)。じゃあ、汚れるときとかはどうするのですか、お絵かきしたりとか。

●事務局・田村

私服のままで過ごしており、汚れれば Tシャツなどは保護者に洗ってもらっている。

●吉岡副会長

幼稚園側で制服というか、標準服というか、教育上いろいろそれはそれで意味があったという

お話でしたが、保護者負担を考えて、その辺りも考えると1案くらいを妥当に考えるかということです。

●坂口委員

うちの幼稚園のズボンはポケットが二つ付いています。小学校のお兄ちゃんお姉ちゃんのお下がり着ている子が、どうしてもポケットがないので、テッシュとかハンカチとかポケットに入れられないでいるのですよ。後ろについていたりすると、遊んでいるときに、やはりちょっと滑り台滑ったりとかするときに、動きにくかったりしたりとか、指導するときに、ハンカチとか鼻紙はここからや子どもたちの見えるここにということで、綺麗な清潔な習慣を身につける大事だなと思っています。それが私服でポケットのあるものを着てきなさい、それですむことかもしれないですけれども、保護者軽減とか保護者負担に話が行って、子どもにとってどうなのかなって、子どもたちが動きやすい、子どもたちが見てわかりやすい、子どもたちにとっていいっていうことで話をしていきたいと思います。以上です。

●吉岡副会長

ということで、今の体操服を選ぶという話しですがどうですか。例えば、1 案にするとなったときに、その体操服はどういうものをどういう形で選ぶかというのは、またプロジェクトで決めるっていう意味ですか。

●事務局・浅井

1つの提案という意味で先程の体操服とズボンというような一例をあげさせてもらっていると考えております。使用としては、例えば行事というような最低限の使用というような縛りをかけさせてもらっている。一定の保護者負担を考えていけたらというのが1案です。で、おっしゃっていただいているような教育的な指導的なものがあるというふうには聞かせていただいておりまして、その辺も含めて、最低限揃えられるものということでの提案をしているところです。

●竹村委員

うちは制服なんですけども、行事するとき私服のほうがすごい。かわいいキラキラした服とか。 今どうなんですかね、着飾ったりしないのですか。保育所の方は。私服で競争とか、親同士の見 栄がねえ、1号認定になって来た時、親はどう考えるのかはありますね。

●吉岡副会長

その時には行事のときにはこれを着用する等になるのですね。

●事務局・田村

例えば保育園で、経済的な余裕もいろいろあるじゃないですか。そういったときに、新しい園でせめてポロシャツとズボンで統一していたら、必ず毎日来てこないといけないわけではないんですけど、そのあたりでのある程度の統一性と負担を考えた中でこれでどうかということです。

●吉岡副会長

色とか中身とか細かいことについては、検討していただくということで、基本的には、1 案であるものくらいを統一するということです。そして、森田委員の中から出たカラ―帽子については、市で検討してくださいよ。格差が出ないようにということでお願いします。

では次に、上靴使用についていかがですか。

●竹村委員

そのメリットのところの非常災害時にそのまま外に行けるというのは、うちは、はだしでは絶対出られない状態なので、上靴はプール遊びしているときにも持って移動します。へたに動いて怪我したらあかん。やっぱり、そういうことを考えたら、大事なものかなと思います。

●西田委員

3 才児の子供たちが、一日に何回も外から部屋に入って、実際生活していないのでわからないのですけれども、いろんな自分でしてないことがあって、その着脱やらある上に、また上靴が増えると、生活してどうなのか、遊ぶ時間あるかと思うのは一つと、それと子どもの育ちとして、足の裏を使うことが脳に直結していると私たち保育の中で勉強してきましたので、やはり、はだ

しでいてること、足の裏を使って生活をすることの大切さというか、そこのところで言うと、3 才児くらいまでは、はだしでの生活が望ましいのかなというのが一つです。

●森田委員

一応、基本的には3才から上靴を持っています。ただ、保育の中身でおっしゃるように、はだし保育を特に夏場はしますので、普段は履いていません。ですから、それは、時期にもよるんですよ。だから、お昼で風邪ひいているのに、はだし保育だからと言って、上靴履かないのか、これもおかしな話ですから、基本的に上靴は持ってきてもらっています。ただ、保育の中身として、はだし保育をしたり、場面場面で靴を履いたり、履かなかったりということはあると思います。僕は、3才くらいから持ってきてしかるべきという気はします。それとうちは、非難の時は、職員が靴だけを持って出るようになっています。はだし保育をしているときでも、箱に入れてでも。でないと、避難訓練しても、職員は靴履いているからいいのですが、アスファルトが焼けているから低温やけどする、そのまま行ったら。だからはだしで出るときは、水撒くのですよ、温度下げるのです。そういう配慮してしないと、子どもたちがやけどしますので。だから、かといって普段履いてないのに、その場だけ履いてというと、タイミングがあるのでその保育現場の臨機応変にお配りいただいてもいいのではないかなと。ただ、なければ履けませんので、3才くらいからはいいのではないかなと。0、1、2歳はもう、ほとんど乳児室というか、保育室のほうで、そこらは逆に上靴を持ってきてもらっても、すぐにサイズが変わるからお考えいただいたらどうかと思いますけども。

●吉岡副会長

これは私が面白いなと思っているのは、上靴の文化、保育所と幼稚園の文化の違いというか、もともと保育所というのは家庭の延長であるいうことの文化の中で出来たもので、こちら教育の一環として出来ているもの、その流れの中で、保育所という建物が家庭の一環っていうのか、先程の 0、1、2 歳は特に、べたっと座ったりですし、昔で言ったら洋式の文化じゃなかったから、床のところでごろぼろ寝たり、いろんな生活をするのに、敢えて上靴に履き替えて衛生的な部分もどうかということで多分、保育所ではずっと上靴は無かったのだと。そして、今ベッドの話も出たように、その中でも生活の様式がやや変わるとしたら、何才くらいからスリッパに履き替えるのと同じように、上靴も含めてするのか、ということかと思いますし、小学校では、床でごろごろ寝られないから、当然上靴を履くという理解にあるけれども、保育園はごろごろ寝てもいいように綺麗にしとかないといけないところが保育園で、物が落ちても口に入れても汚くないわという家庭の部屋と同じ、その辺で上靴を使っていなかった文化がずっとあって、という違いだと思うので、今度一つにするとき、そういうことも踏まえて、どうするか。先程お聞きしたように、すぐに出せるようにして、持っておくのが必要というのをいろいろ考えていただいたらいいかと思いますので、一応、3 才以上くらいで、持ってみる、その使い方についてはどうするのかというようなことだとは思うのです。

●森田委員

文化の違いと同じように、多分建物の建て方の違いがあると思います。我々も古い園舎の時に、いわゆる園庭からそのまま保育室っていう造りであったものが、今の保育園は、ビル式になってしまって、中廊下になって部屋がありますので、いわゆる教室っていうか保育室と廊下が一体となっているところがあるんですね。それが今回の小阪と縄手南の園舎の造りがどういう形になってるのかによっても多分、上靴の使い方っていうのは変わってくるかなと。

●吉岡副会長

そういうことをもう一回話し合ってほしいなと私は思います。上靴を履いてる所にべたっと寝ることが本当にどうなのというようなことも踏まえて、教室と先程おっしゃった部屋という意味合いの違いがあるのかなと。使い方とか、指導の仕方だと思います。

では最後の案件、入園式と始業式の状況ですね、如何でしょうか。事務局案は何案だったのですか。

●事務局・浅井

1案か2案でお願いしたい。

●吉岡副会長

幼稚園では当然、入園式とか学期ごとの区切りみたいなことがある中で、そういうことをどのように取り入れてあげるかということも含めて、いかがでしょうか。幼稚園は、入園式は4月1日ですか。(10日、の声あり)。では、保育園の子は4月1日から来ているから、それをどうしますか。

●森田委員

うちのことを言いますと、入園式は当然 4 月 1 日、年度始まりに保育ですので、その日に入園式をさせていただいて、新入園は保護者のみで式典をさせていただいている。そして、進級式と始業式を一緒にして、始業式という形で小学校と同じで、4 月 8 日という形で、お兄ちゃんお姉ちゃんがいると、保護者がこられないので、それで始業式という形を取らせていただいている。ここに書かれてあったように、保護者が来るようなことはまずありません。

●吉岡副会長

という森田委員のほうでは、1案ですね、10日が8日に代わるという案だったと思うのですが、 こういう形でいいですかね。

●大庭委員

現在、公立幼稚園では入園式は親が来ています、進級式はきていないです。進級式の子が先に来て、子どもたちと職員で進級式をして、時間をずらして、入園式の保護者と子どもが入園式をします。そこへ進級児がお祝いに参加している園もありますし、お祝いの歌を歌いにくるなどしています。

●吉岡副会長2案ですね。

●森田委員

入園式の上から3つ目に、「・現在保育所は入所進級式という形で全保護者参加だが~」とあるが、進級式も保護者が来られるのですね。うちは250人の園児がいるから保護者が500人来ることになる。

●事務局・田村

1号認定の親が、4月1日に来るのは必然性がないと思います。10日にするかどうかは調整して入園式をすればいい、保育所の関係で言ったら、当然4月1日から預かってもらわないと困るし1号認定の親からしたらそうではないので。

●森田委員

保育所では入園式をしないというところもあります。

●斎藤委員

保護者の来やすい日程も大事ですが、課題整理のところで、29 年度の課題で、金岡と六万寺の保育所の保育士のことは書いてあるのです。この書き方で言うならば、1 日は間に合う想定で書かれていますが、幼稚園から認定こども園のほうに来るにあたっての 1 日の職員体制の部分では検討の必要があると思うのです。保育士のことは書かれてあるのですが、幼稚園教諭の記載がないのは如何お考えでしょうか。

●事務局・浅井

幼稚園の書いてない部分については抜けています。この部分を書かせていただいた意図は小阪 縄手南につきましては、幼稚園の先生方がおられるのでその場所に六万寺と金岡の保育士がくる というイメージがありましたので、そのことを書かせていただいた。ただ、幼稚園の部分が抜け ているということについては、申しわけなかったです。

●吉岡副会長

移動とかいうことを含めると、1日は混乱するのではないか。

●斎藤委員

現段階の幼稚園の人事異動は、入園式までにということで、4 月 1 日に人事異動があります。 人事配置があってすぐに 4 月 1 日の式となると、今までの人事異動のあり方では対応できないです。

●吉岡副会長

人事異動の関係ですね。では、2 案の 10 日か8 日にするかはプロジェクトで考えていただいて、 1 日ではなく、1 週間後位に入園式をする。

●事務局・田村

1日は2号3号認定の新しく来る子は当然預かる。

●大庭委員

小学校の入学式との兼ね合いについての調整を校園長会でしています。

●吉岡副会長

ちなみに小学校の入学式は毎年変わるのですか。

●竹村委員

毎年微妙に変わりますね。

●吉岡副会長

では今度プロジェクトで決めるときに、部内での調整も含めて決めてもらうという形でお願い します。では2案ということです。

大筋はこれで大体決めさせていただきました。細かい部分はプロジェクト中心で詰めていただくとして、事務局に質問等がある方はしていただくという形で今日は終わらせていただいてよろしいか。ありがとうございます。

●事務局・関谷

本日はありがとうございました。すべての議題が終了しましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。